

越谷市における化学物質の排出量・移動量・取扱量等の集計結果について (令和6年度データ集計結果 概要版)

私たちの身の回りには、様々な化学物質が使用されており、これらの化学物質によって、私たちの生活が豊かになり、便利で快適な生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。しかし、これらの化学物質の中には人や生態系に対する有害性が科学的に解明されていないものも多く、発がん性や生殖毒性などの長期的な影響が懸念されています。

これまでは、工場・事業場から排出される有害化学物質について、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などにより排出規制等が行われてきましたが、個別の物質ごとに規制する方法だけでは、化学物質による環境汚染に対応することが難しくなってきました。そこで、有害な影響を及ぼすおそれがある多くの化学物質について、事業者による自主的な管理と排出削減を促進することにより、環境リスクを低減させていくため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：P R T R法、化学物質排出把握管理促進法）（平成13年4月全面施行）」に基づく化学物質管理制度が導入されました。さらに、「埼玉県生活環境保全条例（平成14年4月施行）」においても、特定化学物質の適正な管理等について規定されています。

この制度では、事業者はP R T R法に基づき化学物質の排出量・移動量を、埼玉県生活環境保全条例に基づき取扱量を市に届出（報告）することとなっており、市ではこれらの届出（報告）内容を集計し公表しています。

「P R T R法」「埼玉県生活環境保全条例」については、下記のホームページから全国及び埼玉県内の集計結果を公表しています。

環境省「P R T Rインフォメーション広場」 <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

埼玉県「化学物質排出量等集計結果」 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kakanhou/syukei.html>

越谷市における届出排出量・移動量・取扱量の集計結果の概要
(令和6年度データ集計結果)

1. P R T R法及び埼玉県生活環境保全条例の市内の届出状況について

(1) 地区別届出事業者数

① P R T R法

届出事業所は、47件でした。地区別届出件数を見ると、出羽地区が多く、次いで桜井地区となっています。

② 埼玉県生活環境保全条例

報告事業所は、47件でした。地区別報告件数を見ると、出羽地区が多く、次いで桜井地区となっています。

表1-1 令和6年度 地区別届出事業者件数

	P R T R法		埼玉県生活環境保全条例	
	届出件数	割合	報告件数	割合
桜井地区	8件	17.0%	8件	17.0%
新方地区	1件	2.1%	1件	2.1%
増林地区	7件	14.9%	6件	12.8%
大袋地区	2件	4.3%	2件	4.3%
荻島地区	2件	4.3%	2件	4.3%
出羽地区	11件	23.4%	12件	25.5%
蒲生地区	3件	6.4%	3件	6.4%
川柳地区	2件	4.3%	2件	4.3%
大相模地区	5件	10.6%	5件	10.6%
大沢地区	2件	4.3%	2件	4.3%
北越谷地区	0件	0.0%	0件	0.0%
越ヶ谷地区	3件	6.4%	3件	6.4%
南越谷地区	1件	2.1%	1件	2.1%
越谷市合計	47件	100.1%	47件	100.1%

※割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

P R T R法 前年度の化学物質(515物質)の取扱量が1トン以上の事業者が届出義務があります。

県 条 例 前年度の化学物質(663物質)の取扱量が0.5トン以上の事業者へ報告義務があります。

(2) 業種別届出事業者数

① P R T R 法

燃料小売業（ガソリンスタンド）が大半を占め、次いで化学工業、金属製品製造業となっています。

② 埼玉県生活環境保全条例

P R T R 法の届出状況と同じく、燃料小売業（ガソリンスタンド）が大半を占め、次いで化学工業、金属製品製造業となっています。

表 1 - 2 令和 6 年度 業種別届出事業者数

		P R T R 法		埼玉県生活環境保全条例	
		届出件数	割 合	報告件数	割 合
製 造 業	食料品製造業	1 件	2 . 1 %	2 件	4 . 3 %
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1 件	2 . 1 %	1 件	2 . 1 %
	出版・印刷・同関連産業	2 件	4 . 3 %	2 件	4 . 3 %
	化学工業	5 件	1 0 . 6 %	6 件	1 2 . 8 %
	石油製品・石灰製品製造業	1 件	2 . 1 %	1 件	2 . 1 %
	プラスチック製品製造業	1 件	2 . 1 %	1 件	2 . 1 %
	非鉄金属製造業	1 件	2 . 1 %	1 件	2 . 1 %
	金属製品製造業	5 件	1 0 . 6 %	5 件	1 0 . 6 %
	電気機械器具製造業	1 件	2 . 1 %	1 件	2 . 1 %
	輸送用機械器具製造業	1 件	2 . 1 %	1 件	2 . 1 %
燃料小売業		2 5 件	5 3 . 2 %	2 5 件	5 3 . 2 %
洗濯業		1 件	2 . 1 %	1 件	2 . 1 %
一般廃棄物処理業		2 件	4 . 3 %		
		4 7 件	9 9 . 8 %	4 7 件	9 9 . 9 %

※割合については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 1 0 0 %にならない場合があります。

2. P R T R法に基づく市内の化学物質の排出量・移動量について

(1) 届出排出量・移動量

届出された大気や公共用水域への排出量は215.4トン、事業所外への移動（廃棄物として処理）や下水道への移動量は112.4トンとなり、排出量・移動量の合計は327.8トンとなりました。大気への排出量が64.9%となり、使われた化学物質の6割以上が大気環境へ排出されたこととなります。

表2-1 令和6年度 届出排出量・移動量

		越谷市	単 位	割 合
排 出 量	大気	212,733.9	k g / 年	64.9%
	公共用水域	2,626.5	k g / 年	0.8%
	土壌	0.0	k g / 年	0.0%
	埋立処分	0.0	k g / 年	0.0%
	排出量合計	215,360.4	k g / 年	65.7%
移 動 量	事業所外	112,055.3	k g / 年	34.2%
	下水道	342.0	k g / 年	0.1%
	移動量合計	112,397.3	k g / 年	34.3%
排出量・移動量合計		327,757.7	k g / 年	100.0%

※割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(2) 業種別化学物質の排出量及び移動量

化学物質の排出量・移動量の合計が多い業種は、順に化学工業、金属製品製造業、食料品製造業、出版・印刷・同関連産業となっています。上位4業種で化学物質の排出量及び移動量の合計の9割以上を占めています。

表2-2 令和6年度 届出業種別化学物質の排出量及び移動量 (単位: kg/年)

	排 出 量				移 動 量		合 計
	大気	水域	土壌	埋立	下水道	事業所外	
化学工業	119,253.5	1,133.0	0.0	0.0	280.0	65,837.3	186,503.8
金属製品製造業	42,500.0	150.0	0.0	0.0	40.0	37,570.0	80,260.0
食料品製造業	31,500.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31,500.0
出版・印刷・同関連作業	11,500.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,800.0	19,300.0
燃料小売業	3,957.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,957.0
輸送用機械器具製造業	2,100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,100.0
洗濯業	0.0	1,300.0	0.0	0.0	0.0	660.0	1,960.0
電気機械器具製造業	1,880.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,880.0
プラスチック製品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	22.0	188.0	210.0
一般廃棄物処理業	0.4	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	43.9
石油製品・石灰製品製造業	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
非鉄金属製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	440.0	0.0

※ 有効数字2桁で集計しているため、排出量・移動量を足した値が合計と異なる場合があります。

(3) 化学物質別届出排出量及び移動量

排出量・移動量が多い物質は、順にトルエン、ジクロロメタン、ヘキサン、クロム及び三価クロム化合物、トリクロロエチレンなっています。

表 2-3 令和 6 年度 化学物質別届出排出量及び移動量 (単位: kg/年、ダイオキシン類は mg-TEQ/年)

化学物質名	排出量				移動量		合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	下水道	事業所外	
トルエン	114,991.2	23.0	0.0	0.0	200.0	39,160.0	154,374.2
ジクロロメタン	29,540.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16,700.0	46,240.0
ヘキサン	28,929.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,923.0	35,852.0
クロム及び三価クロム化合物	0.0	0.8	0.0	0.0	62.0	18,068.0	18,130.8
トリクロロエチレン	13,500.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,500.0	15,000.0
キシレン	8,265.9	4.0	0.0	0.0	0.0	4,070.0	12,339.9
エチルベンゼン	7,664.2	6.0	0.0	0.0	0.0	780.0	8,450.2
ベンゼン	5,709.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,709.0
クロロホルム	560.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,700.0	5,260.0
ヘプタン	500.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4,286.0	4,786.6
六価クロム化合物	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	3,570.0	3,570.4
N,N-ジメチルホルムアミド	1,401.4	1,100.0	0.0	0.0	0.0	1,000.0	3,501.4
テトラヒドロフラン	26.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2,200.0	2,226.6
1,4-ジオキサン	10.0	1.0	0.0	0.0	70.0	1,930.0	2,011.0
ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	0.0	1,300.0	0.0	0.0	0.0	660.0	1,960.0
シクロヘキサン	1,200.0	0.0	0.0	0.0	0.0	680.0	1,880.0
ニッケル化合物	0.0	150.0	0.0	0.0	0.0	1,620.0	1,770.0
トリメチルベンゼン	102.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,410.0	1,512.0
ヒドロキノン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	960.0	960.0
ブチルセロソルブ	26.0	0.0	0.0	0.0	0.0	630.0	656.0
メチルイソブチルケトン	253.0	0.0	0.0	0.0	0.0	352.0	605.0
1-ヘキセン	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	400.0	404.4
2-(2-メトキシエトキシ)エタノール	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	320.0	320.2
N-メチル-2-ピロリドン	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	60.3	60.6
クメン	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.0	47.0
メチルナフタレン	43.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.0
ふっ化水素及びその水溶性塩	0.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0
ほう素化合物	0.0	12.1	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1
N,N-ジメチルアセトアミド	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	9.6	11.2
ナフタレン	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.1

1-ブロモプロパン	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0
亜鉛の水溶性化合物	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1
ジエチレングリコールモノ ブチルエーテル	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8	7.1
スチレン	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	4.8
マンガン及びその化合物	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5
E P N	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
無機シアン化合物（錯塩及 びシアン酸塩を除く。）	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
銅水溶性塩（錯塩を除く。）	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
エチルシクロヘキサン	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
水銀及びその化合物	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
エチレングリコールモノエ チルエーテル	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
エチレングリコールモノエ チルエーテルアセテート	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
エチレングリコールモノメ チルエーテルアセテート	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
2, 6-ジエターシャリー ブチル-4-クレゾール	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
鉛及びその化合物	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
ダイオキシン類	1.3	0.0010	0.0	0.0	0.0	2,900.0	2,901.3

※なお、排出量及び移動量がともに0であった化学物質は除いています。

3. 埼玉県生活環境保全条例に基づく市内の化学物質排出量について

(1) 報告排出量

取扱量のうち80%以上が取り扱う量となります。使用量と製造量は合計で15.3%となっています。

表3-1 令和6年度 特定化学物質の取扱量集計結果

		越谷市	単 位	割 合
取 扱 量		44,045,950	k g / 年	100.0%
内 訳	使 用 量	6,678,720	k g / 年	15.2%
	製 造 量	58,200	k g / 年	0.1%
	取り扱う量	37,309,015	k g / 年	84.7%

※割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※有効数字2桁で集計しているため、内訳の合計が取扱量と異なる場合があります。

※使用量…事業活動に伴い使用した量

※製造量…事業所において製造した量（副生成物も含む）

※取り扱う量…自ら使用しないで、事業所において取り扱う量（小売り等事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）

(2) 業種別取扱量

取扱量の多い業種は、順に化学工業、燃料小売業、金属製品製造業となっています。

表3-2 令和6年度 特定化学物質の業種別取扱量（単位：kg/年）

業種名	取扱量	使用量	製造量	取り扱う量
化学工業	30,236,350	6,125,020	0.0	24,111,215
燃料小売業	13,197,800	0.0	0.0	13,197,800
金属製品製造業	223,100	176,000	47,200	00
食料品製造業	132,830	132,830	0.0	0.0
出版・印刷・同関連作業	131,700	131,700	0.0	0.0
プラスチック製品製造業	77,940	66,940	11,000	0.0
非鉄金属製造業	29,100	29,100	0.0	0.0
石油製品・石灰製品製造業	6,300	6,300	0.0	0.0
洗濯業	4,750	4,750	0.0	0.0
輸送用機械器具製造業	2,100	2,100	0.0	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	2,100	2,100	0.0	0.0
電気機械器具製造業	1,880	1,880	0.0	0.0

※ 有効数字2桁で集計しているため、使用量・製造量・取り扱う量の合計が取扱量と異なる場合があります。

(3) 化学物質別取扱量

取扱量が多い物質は、順にトルエン、硫酸、メタノール、キシレンとなっています。

表 3-3 令和 6 年度 化学物質別取扱量 (単位: kg/年)

化学物質の名称	取扱量	使用量	製造量	取り扱う量	届出 事業者数
トルエン	15,256,400	217,300	0	14,985,170	28
硫酸 (三酸化硫黄を含む。)	5,616,200	5,616,200	0	0	7
メタノール	4,550,000	250,000	0	4,300,000	6
キシレン	4,081,240	30,240	0	4,051,000	32
トリメチルベンゼン	3,128,200	37,000	0	3,091,000	27
エチルベンゼン	2,785,040	22,240	0	2,762,800	27
ヘキサン	1,964,200	33,200	0	1,931,000	25
ヘプタン	1,385,100	5,500	0	1,379,600	25
シクロヘキサン	1,300,000	0	0	1,300,000	1
メチルイソブチルケトン	1,001,000	11,000	0	990,000	2
ブチルセロソルブ	690,000	0	0	690,000	1
2-(2-メトキシエトキシ)エタ ノール	690,000	0	0	690,000	1
ベンゼン	323,700	5,500	0	318,200	23
N-メチル-2-ピロリドン	256,000	66,000	0	190,000	2
ジエチレングリコールモノブ チルエーテル	130,000	0	0	130,000	1
ノナン	76,000	0	0	76,000	1
無機シアン化合物 (錯塩及びシ アン酸塩を除く。)	65,000	0	0	65,000	1
アルファ-メチルスチレン	63,000	0	0	63,000	1
六価クロム化合物	59,600	58,300	0	1,300	4
クロム及び酸化クロム化合物	58,820	100	58,200	620	4
ナフタレン	52,000	0	0	52,000	1
2,6-ジターシャリーブチ ル-4-クレゾール	49,000	0	0	49,000	1
ジクロロメタン	47,000	47,000	0	0	3
ジメチルアミノエタノール	40,000	0	0	40,000	1
ヒドロキノン	37,000	37,000	0	0	1
エチレングリコールモノエチ ルエーテル	32,000	0	0	32,000	1
1,4-ジオキサン	27,400	27,400	0	0	2
三塩化りん	26,840	26,840	0	0	2
銀及びその水溶性化合物	22,000	22,000	0	0	1

アンモニア（アンモニア水を含む）	21,100	21,100	0	0	4
N,N-ジメチルホルムアミド	18,860	5,860	0	13,000	3
1-ヘキセン	18,000	0	0	18,000	1
クメン	16,500	1,500	0	15,030	2
ニッケル	16,000	16,000	0	0	1
N,N-ジメチルアセトアミド	15,200	1,200	0	14,000	2
トリクロロエチレン	15,000	15,000	0	0	2
メチルナフタレン	13,530	9,130	0	4,400	4
ベンジル＝クロリド	9,900	9,900	0	0	1
テトラヒドロフラン	7,900	2,300	0	5,600	2
エチレングリコールモノメチルエーテル	6,900	0	0	6,900	1
ニッケル化合物	6,100	5,100	0	1,000	3
クロロホルム	5,300	5,300	0	5	1
エチルシクロヘキサン	5,200	0	0	5,200	1
スチレン	4,700	0	0	4,700	1
ふッ化水素及びその水溶性塩	4,400	3,400	0	1,000	2
デカヒドロナフタレン	4,400	0	0	4,400	1
ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	4,100	0	0	4,100	1
酢酸 2-エトキシエチル	3,900	0	0	3,900	1
亜鉛の水溶性化合物	3,700	0	0	3,700	1
ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	3,300	3,300	0	0	1
エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	2,700	680	0	2,000	2
メタクリル酸メチル	2,700	0	0	2,700	1
ほう素化合物	2,460	1,900	0	560	2
塩素	1,800	1,800	0	0	1
アクリロニトリル	1,600	0	0	1,600	1
メタクリル酸	1,600	0	0	1,600	1
酢酸 2-メトキシエチル	1,500	0	0	1,500	1
トリエチルアミン	1,470	1,470	0	0	2
銅水溶性塩（錯塩を除く。）	1,370	740	0	630	2
硫酸ジメチル	1,300	1,300	0	0	1
鉛及びその化合物	1,200	0	0	1,200	1
マンガン及びその化合物	1,000	0	0	1,000	1
カドミウム及びその化合物	1,000	1,000	0	0	1
1-ブロモプロパン	1,000	0	0	1,000	1
硫酸ジエチル	1,000	1,000	0	0	1

フタル酸ジエチル	920	0	0	920	1
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が１２から１５までのもの及びその混合物に限る。）	850	850	0	0	1
ヒドラジン	770	770	0	0	1
シクロヘキシルアミン	700	700	0	0	1
ジエタノールアミン	660	0	0	660	1
３－メチルピリジン	600	600	0	0	1
臭素酸の水溶性塩	520	0	0	520	1
炭酸リチウム	500	0	0	500	1